注意事項

- ※募集する奨学生は、下記出願条件と、人物・学業ともに優れかつ健康であって経済的理由により修学が困難とみとめられる者が対象と なります。なお、特に記載がない場合は、日本人学生対象です。
- ※各奨学会の希望者の中から、家計収入や成績により内部選考を行い推薦者を決定します。
- ※下記の奨学会を希望する者は、「公益法人奨学会願書(内部選考用)」(父母及び本人(本人に所得がある場合)の所得関係証明書と成績証明書を添付)と「希望奨学会申込票」を締切日までに本部奨学厚生課奨学チームに提出してください。
- ※出願に必要な書類は充分にご確認の上提出してください。
- ※一度提出した書類は返却できませんのでご承知ください。

内部選考を行う公益法人奨学会募集について(第5回)

申込締切日:4月21日 (金)

願書配布及び申込受付:本部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との 重複	奨学金月額	推薦人数
三菱UFJ信託奨学 財団	〈課程〉修士、博士、専門職学位 〈研究科〉法学政治学、経済学、農学系、新領域創成科学、公共政策 〈学年〉修士・博士・専門職学位課程 指定なし 〈その他〉 (1)財団主催行事への出席を優先できる者。 採用後に年に1度財団職員との面談や交流会があります。 (2)最短修業年限までの給付期間が1年以上見込まれること。 (3)平成29年4月1日現在、大学生は満23歳以下、大学院生は満33歳以下であること。 (4)健康で、学業成績、人物ともに優れている者で、学費の支弁が困難と認められる者 (5)父母の税込年収合計800万円未満。ただし、就学中の兄弟姉妹が本人を含め 3人以上の場合、税込年収1千万円未満を目処とする) (6)将来、民間企業・官公庁・学校等に勤務して、産業・文化面で活動し社会に貢献しようと志す者、またはこれらの活動に関連する学術の研究を志す者。 (7)原則として社会人入学者を除く。 〈支給期間〉正規の最短修業年限迄	可(ただしその)内容を届け出ること)		2

平成29年4月10日 本部奨学厚生課奨学チーム